

2025年6月 マンスリーレポート

ワンストップ窓口への相談事例

(在留資格のない外国人患者の未払い医療費と今後の支援に関する相談)

相談内容：

- ・ 在留資格のない外国人患者の多額の未払い医療費や今後の支払い、国民健康保険加入手続きについて相談したい
- ・ 国保の加入には在留資格が必要なため、手続きが難航している
- ・ 患者の来日時や詳細な在留資格状況など不明点があるため、今後本人から直接聞き取り、どのような社会制度支援を検討すべきか相談したい

対応内容：

- ・ 無料低額診療所の利用について

在留資格がない方でも利用できる医療機関です。経済的に困っている方（低所得者、生活保護受給者など）は、診察費の減額や免除を受けられる可能性があります。患者さんの居住地域にある無料低額診療所を紹介し、受診を勧めてください。

(参考) 大阪市 | 社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000532802.html>

- ・ 在留特別許可の申請について

「日本人の配偶者等」の在留資格を取得できると良いのですが、内縁というお話でしたので、正式に婚姻を結んで在留資格をとるという方法があります。

ただ、そもそも不法滞在状態ですので、婚姻を結んでから自ら出頭して、在留特別許可を申請する必要があり、時間もお金もかかる点が懸念としてあります。

留意点として、不法滞在になってしまった経緯が申請上のポイントになる可能性があります。オーバーステイではなく、そもそも不法に入ってきていたら、在留特別許可は難しいかもしれません。

(参考) 出入国在留管理庁 | 在留資格一覧表

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/qaq5.html>

(参考) 行政書士深田国際法務事務所 | 不法滞在者との結婚と在留特別許可

<https://fukada-office.kilo.jp/marriage/overstayzaitoku/>

以上

【本件に関する照会先】

大阪府ワンストップ相談窓口運営事務局

受託事業者：メディフォン株式会社（担当：小川、海野、吉川）

E-mail：onestop.soudan.osaka@mediphone.jp

TEL：050-3187-8648（こちらの番号は平日9:00-17:00のみ対応）